

# 新リース会計基準(国際基準・米国基準)の概要

公益社団法人リース事業協会

- 国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)は、2016年1月(FASBは2月)、すべてのリースについて、借手のバランスシートで「使用権資産とリース負債」のオンバランス処理を要求する新たなリース会計基準(国際基準:IFRS16・米国基準:ASC Topic842)を公表しました。連結財務諸表に国際基準又は米国基準を採用している日本の上場企業は、2019年からIFRS16又はASC Topic842が適用されます。
- 本資料は、アンケート調査のご回答の参考として、新たなリース会計基準(国際基準:IFRS16・米国基準:ASC Topic842)の借手の会計処理の概要を中心に説明したものです。皆様にご理解いただきやすいように、基準に記載されている用語など、表現を一部変更していますので、ご了承ください。

## リースの識別

- 新リース会計基準では、**特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたり対価と交換に移転する契約は**、リースであるか又はリースを含んでいるとしていますが、**細かいガイダンスに従って契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定**することが求められています。

## リース部分と非リース(サービス)部分の区分及び契約対価の配分

- 契約内容がリース部分と非リース(サービス)部分で構成されている場合、新リース会計基準では、**リース部分と非リース部分を区分し**、リース部分の独立価格<sup>(注)</sup>とサービス部分の独立価格<sup>(注)</sup>の総額との比率に基づいて、**契約対価をリース部分とサービス部分に配分して、それぞれの会計処理を行います。**

(注)独立価格は貸手又は供給業者が請求する観察可能な価格又は見積価格です。

- **実務上の便法として、リース対象資産のクラスごとに、リース部分とサービス部分を区分せずに単一のリース部分として会計処理することも選択**できます。

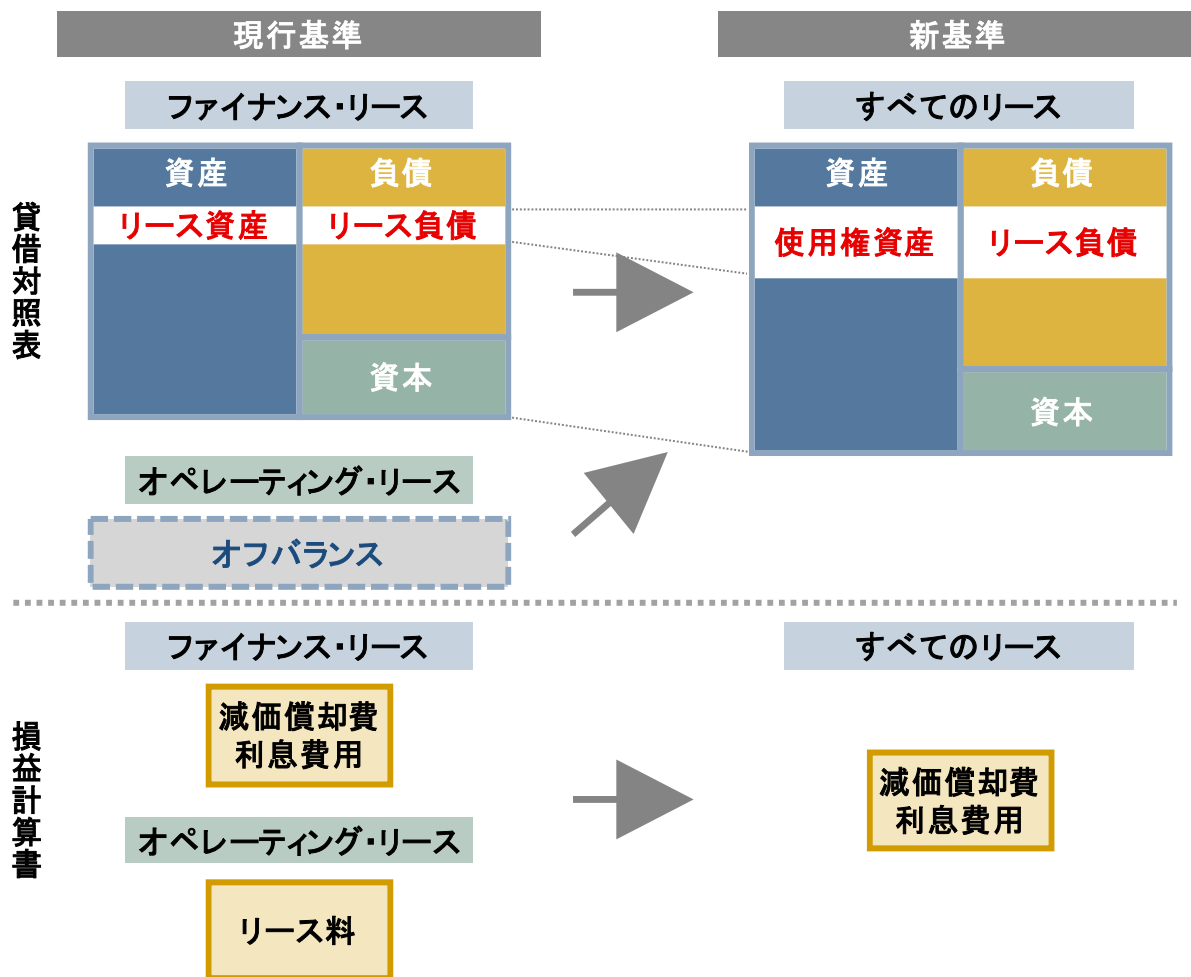
## リース期間の判定

- 新たな国際基準(IFRS16)と米国基準(ASC Topic842)のいずれも、すべてのリースについて「使用権資産」と「リース負債」を計上(オンバランス処理)しますが、使用権資産とリース負債の測定に当たり、リース開始日にリース期間を決定する必要があります。
- **リース期間は、契約期間ではなく、解約不能期間に以下の a)延長オプション期間と b)解約オプション期間の両方を加えた期間で判定**します。

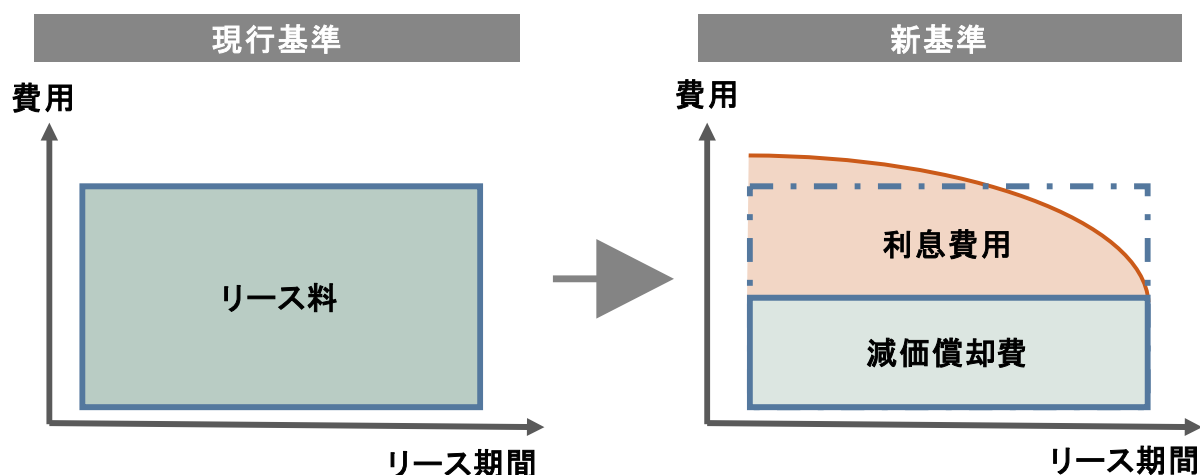
- a) **延長オプション(契約期間を延長することを選択できる権利)を行使することが合理的に確実な延長オプション期間**
- b) **解約オプション(契約期間の途中で解約することを選択できる権利)を行使しないことが合理的に確実な解約オプション期間**

**国際基準(IFRS16)**

- **国際基準では、リースの分類を廃止し、すべてのリースに単一の会計処理を採用しています。**
- リース開始日に、すべてのリースについて、リースの計算利率又は借手の追加借入利率で割り引いたリース料の現在価値でリース負債を測定し、通常はリース負債と同額(当初直接コストや前払リース料がある場合はリース負債にこれらを加算した額)で使用権資産を測定します。
- リース開始日後は、すべてのリースについて、リース期間にわたって使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息費用を認識します。

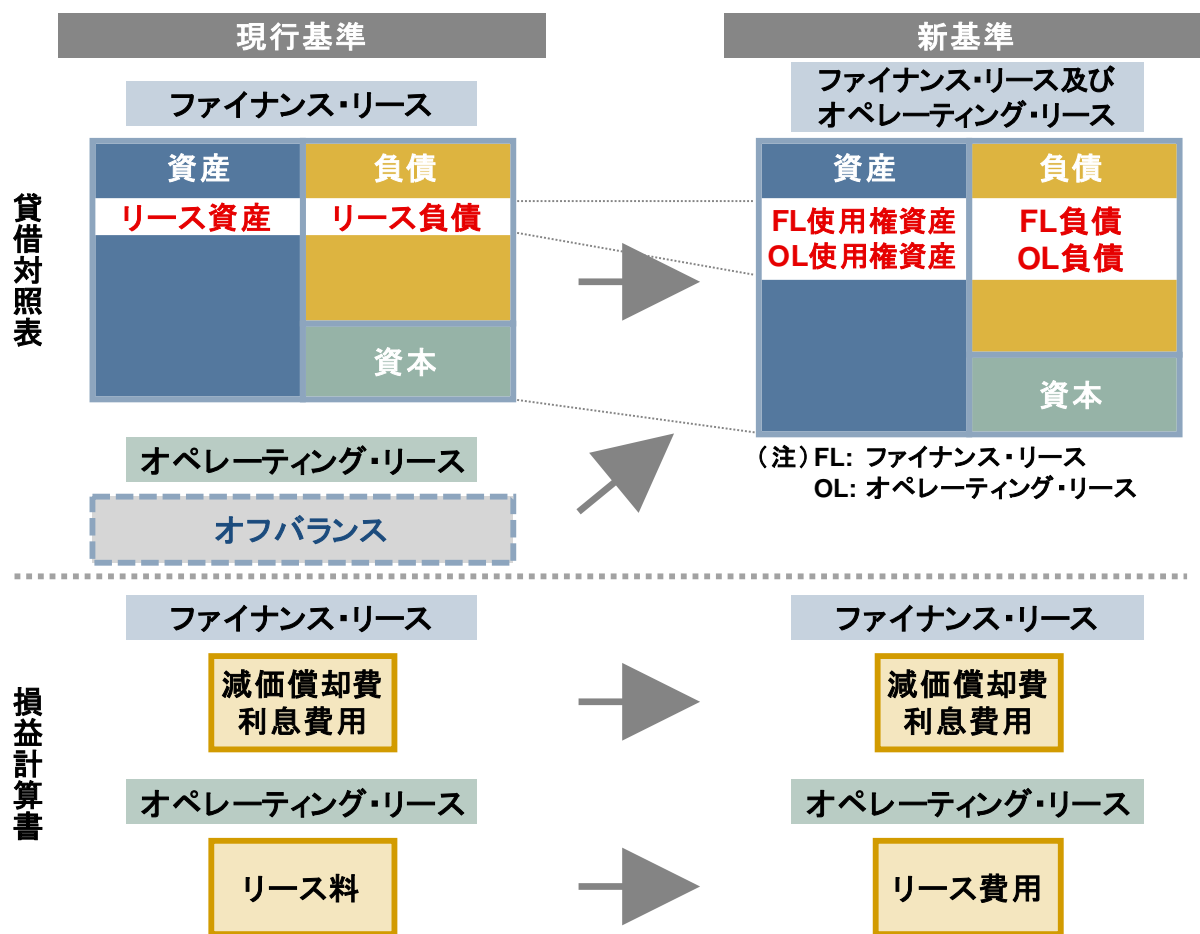


- **現行基準でオペレーティング・リースに区分されるリースの費用認識は下図のように変化します。**

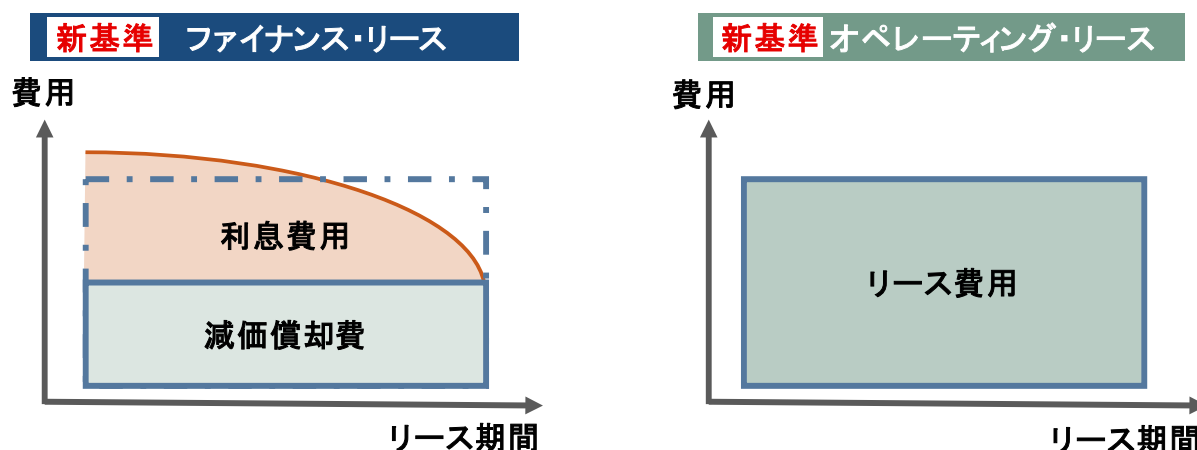


## 米国基準(ASC Topic842)

- **米国基準ではリースの分類を維持し、ファイナンス・リースについては、国際基準と同様の会計処理を行います。**
- **オペレーティング・リースについては、リース開始日のリース負債と使用权の測定はファイナンス・リースと同じですが、リース開始日後は、毎期末に同じ割引率を用いて未払リース料の現在価値で毎期のリース負債を測定し(毎期末のファイナンス・リースの負債残高と一致します)、使用权資産は、(減損が生じない限り)リース期間を通じてリース負債の額(当初直接コストや前払リース料がある場合はリース負債にこれらを加算した額)で測定します。また、(減損が生じない限り) **使用权資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息費用は認識せず、リース期間にわたって定額のリース費用(リース料をリース期間にわたって定額で配分した額)を認識します。****



- **ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースのそれぞれの費用認識は、現行基準と変化はありません。**



## 適用除外及び簡便な処理

### 財務諸表に対して重要性がないリース

- 国際基準(IFRS16)と米国基準(ASC Topic842)のいずれも、重要性に関するガイダンスは示されていません。
- ただし、国際基準では、重要性の原則の適用を容易にすることを助けるために、結論の根拠(BC86 項)において、IFRS16 号を適用することの影響が財務諸表に対して重要性がない場合、借手は IFRS16 号の認識及び測定 of 要求事項を適用されないことが明記されています。また、リースが財務諸表に対して重要性がある場合でも、リース負債を割引いて測定することの影響に重要性がない場合(リース料の額と割引後の現在価値の金額に大きな差異がない場合)は、リース料を割引かないでリース負債を測定できると明記されています。

① リースの総額の財務諸表に対する影響が重要でない場合	IFRS16 号の適用除外(オフバランス)
② リースが財務諸表に対して重要性がある場合でも、割引によるリース負債の測定の影響が重要でない場合	リース料を割引かないで(リース料総額で)使用権資産とリース負債を計上(オンバランス:簡便な会計処理)

### 短期リース

- **リース期間が 12 か月以内の短期リースについて**、借手は、現行のオペレーティング・リースと同様の会計処理(オフバランス処理)を採用することができます。

### 少額資産のリース

- **国際基準(IFRS16)では**、借手は、**少額資産のリースについて**、現行のオペレーティング・リースと同様の会計処理(オフバランス処理)を採用することができます。米国基準(ASC Topic842)には、少額資産のリースの規定はありません。
- この取扱いは、資産に重要性があるかどうかに関係なく採用できますが、資産が新品の時点で一般に少額でないような性質の資産(例えば自動車)は少額資産のリースとしての要件を満たさないとしています。また、金額について明確な数値基準は示されていませんが、新品時の価格が 5,000USドル以下の資産が少額であると想定されています。

### ポートフォリオ・レベルの会計処理

- 国際基準(IFRS16)と米国基準(ASC Topic842)のいずれも、特性の類似したリース(資産の種類、リース期間の開始日と終了日等が類似したリース)を一つのポートフォリオとして会計処理した場合と個々のリースを会計処理した場合とで重要な差異が生じない場合、特性の類似したリースのポートフォリオ全体に対して基準を適用することを認めています。

#### <参考>

現行の日本のリース会計基準では、ファイナンス・リースに対して、以下のとおりオンバランス適用除外又は簡便な会計処理が定められています。

- **リース期間が 1 年以内のリースはオンバランス適用除外**
- **重要性が乏しく、かつリース料総額が 300 万円以下のリースはオンバランス適用除外**
- **リース資産総額に重要性が乏しい場合(未経過リース料残高が固定資産残高の 10%未満の場合)はリース料総額で計上(総額法)または利息を定額で配分(定額法)**